

## お知らせ

■令和7年4月1日より 入院時の食事療養標準負担額が

以下のとおり変更となります。

		一食あたりの負担額	
		令和7年3月 31 日以前	令和7年 4 月 1 日以降
一般		490 円	510 円
市町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	230 円 (91 日目以降 180 円)	240 円 (91 日目以降 190 円)
	低所得者Ⅰ	110 円	110 円
指定難病・小児慢性特定疾患の患者		280 円	300 円